

松戸市いじめ防止対策委員会第1回定例会議事録

<日時・場所>

平成27年5月26日(火) 14:00～16:00

松戸市教育委員会5階会議室

<参加者>

いじめ対策委員会

委員長	嶋崎 政男
副委員長	立林 尚也
委員	吉田 眞一
委員	栗村百合子
委員	藪田 京子

松戸市教育委員会

教育長	伊藤 純一
学校教育部長	山口 明
参事監	門 良英
学務課長	久保木晃一
保健体育課長	浅井 康正
教育研究所参事補	加藤 朋尚

松戸市校長会

生徒指導部長	加藤 博之
生徒指導副部長	田中 祥隆

事務局

指導課長	波田 寿一
指導課参事補	阿曾 祐康
指導課指導主事	浦上 和茂
指導課指導主事	大倉 健司
指導課指導主事	近藤 恭子
指導課指導主事	西野 友浩

<議事>

1. 開会
2. 委員委嘱式
3. 教育長挨拶
4. 委員自己紹介及び挨拶

5. 教育委員会紹介
6. 校長会及び事務局紹介
7. 委員長・副委員長の選任について
8. 説明・報告事項
9. 協議・意見交換
10. 連絡・その他
11. 閉会

<開会>

(阿曾参事補)

ただ今より「松戸市いじめ防止対策委員会第1回定例会」を開催いたします。

<委員委嘱式>

(教育長・学校教育部長)

委嘱状 嶋崎政男様 松戸市いじめ防止対策委員会委員に委嘱いたします。

委嘱期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

委嘱状 栗村百合子様 以下同文でございます。

委嘱状 立林尚也様 以下同文でございます。

委嘱状 藪田京子様 以下同文でございます。

委嘱状 吉田真一様 以下同文でございます。

<教育長挨拶>

皆さんこんにちは。自席から失礼させていただきます。ただいまお一人お一人に委嘱状を渡させていただきました。それぞれのご職務でお忙しい中、本委員会の委員を引き受けてくださり、本当に感謝しております。

いじめに関しての流れは、皆さんご存知だと思いますが、一昨年「いじめ防止対策委員会条例」ができあがりまして、その流れにのっかって、県、各市町村がその流れにのっかっております。

先日、実は半年くらい前なんですけど、いじめに関しての高校生の新聞への投書があつて、読んでみたら「へえー」と思いましたのでそれを挨拶代わりに読ませていただきたいと思います。16歳の高校生、お名前は読み上げませんが、こういう内容です。

「先日学校で『いじめは許さない』と見出しの付いた冊子が配られました。正直私は、またかと思いました。まだ子どもである私には、大人たちが最悪のケースに備えて、私たちのやれることはやってみました と逃げ道を作っているように思えるのです。そもそもどんな冊子を配ろうか、お偉いさんがありがたい講演をしようか、いじめは永遠に不滅なのです。なぜなら私たちが生きている現代社会は、いじめという言葉が多様化させた上で、濫用しているからです。

いじめという言葉を使って何でもかんでもひとくくりしてはいないでしょうか。そして子どもである私たちは、いじめを撲滅してほしいのではなく、いじめというものを受けたとき、大人たちが私たちの一番の見方になってそばにいてほしいのではないのでしょうか。いじめに勝つということは、いじめっ子を更生することではなく、自分自身が強く生きるということなのです。」という投書でした。

「すごいなあー」ということで、「えー」と私も反省しながら、ぜひ何かの機会があったら、こういう文書もあるというか、「私たちもかみしめる必要があるなあー」と思いました。

各学校でも松戸市でもいじめ基本方針は作っているところでありまして、48万人都市という大きな都市なので子どもたちだけでも3万6000人5000人はいます。その子どもたちが一人ひとり、いろいろなかかわりがある中で、いじめ、いじめに近い状況とか、言葉は悪いですけど日常茶飯事のように私たちもそういうのを見たり聞いたりしているわけで、それが大きくならないように、あるいは、大変な事態にならないように力を合わせているわけでございます。皆さんのいろいろなご意見を伺いながら、さらに一歩ずつ良い状況を作っていくたいという風に思っているところでございます。先ほど教育長室で皆さんに申し上げたのですけれども、本市ではいろいろな委員会、教育委員会会議をはじめとして、社会教育の方の計画委員会とか、図書館の整備委員会とか、いろいろな委員会が動いています。学校教育のほうでも運営委員会とか学力向上とかいろいろなものが動いておりますけれども、どの委員会でも率直な意見があり、一言も聞き漏らさぬようそれぞれの委員会で過ごさせていただいております。

ぜひ皆様方にとって、とかくお忙しい中を来ていただいているわけでございますので、忌憚のないご意見を活発に交わしていただいて、一枚ずつ丁寧に議論を積み重ねる、そういう時間にしていただきたく思いますので、長い時間になります、よろしく願いいたします。

<委員自己紹介及び挨拶>

(嶋崎委員)

嶋崎政男と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。現職は本県にございます神田外語大学というところでございますが、外国語の全くできない人間でございまして、教育委員会に9年間、校長職13年間終わりました後、この職に就いております。今4年目を迎えております。いろいろ議論を深めて、ぜひ少しでもお役に立てることを思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(栗村委員)

栗村百合子と申します。よろしくお願いいたします。こんな大役を引き受けてよいのかと思ひながら今日も来たのですが、現職は東葛飾高校でスクールカウンセラーをしております。全日の子も、定時の子も、やはり相談室で話すことにはいじめに関するものがほとんどといってよいほど関係していますし、前にやっておりました家庭裁判所調査官として、非行少年と会っていても、必ずといってよいほど、いじめた経験やいじめられた経験の傷を負っているという話を聞きました。病院のカウンセラーをしていましたときも、患者さんはいじめられたことが、相当傷になっているということを知りましたので、その辺の声を少しでもお伝えできればと思って引き受けました。よろしくお願いいたします。

(立林委員)

昭和学院短期大学の立林と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。昨年の三月、松戸市の小学校を退職いたしまして一年ちょっとになります。今は昭和学院短期大学の教職の授業と事務長を兼務しておりますので、短大経営のほうに関わっています。私は小学校の校長、そして学務課を中心に長く教育委員会におりましたので、ここにいらっしゃる先生方と同じような立場で仕事をしてきたわけですが、学校の校長の立場もありますし、行政の管理という立場も、そういうところを一步離れて、外部からの目で意見させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(藪田委員)

人権擁護委員として今回協議会から推薦をさせていただきましてメンバーにならせていただきました藪田京子と申します。前職は公務員で、子ども施策とか、男女共同参画を担当してました。子どもたちの虐待とか被害者の支援とか具体的なことをやってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉田委員)

吉田眞一と申します。現職は弁護士をしております。民事、刑事、少年事件を含めてやっております。また、ご縁があつて学校生活の日常的な問題等の対応など、お話をさせていただくことがあります。この機会に法規、自分の話ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

<教育委員会、校長会及び事務局自己紹介>

松戸市教育委員会 伊藤純一 教育長
山口明 学校教育部長
門良英 学校教育部参事監
久保木晃一 学務課長
加藤朋尚 教育研究所参事補
浅井康正 保健体育課長

校長会役員	加藤博之	松戸市校長会生徒指導部部長
	田中祥隆	松戸市校長会生徒指導部副部長
事務局	波田寿一	指導課長
	浦上和茂	指導課指導主事
	大倉健司	指導課指導主事
	西野友浩	指導課指導主事
	近藤恭子	指導課指導主事
	阿曾祐康	指導課参事補

<委員長・副委員長選出>

(阿曾参事補)

松戸市いじめ防止対策委員会条例第 6 条の規定によりまして、委員の互選によりとされておりますが、現在、委員長、副委員長が決まっておりません。つきましては、委員長が決まりますまでの間、山口明学校教育部長に議長をお願いしたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、ご承認をいただきましたので、山口学校教育部長により議事を進行させていただきます。

(山口学校教育部長)

山口でございます。委員長が選任されるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは委員長選出の件につきましては、議事を進行させていただきますけれど、先ほど、事務局からありましたとおり、委員長は委員の互選により定めることとしておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(立林委員)

事務局にお任せしたいと思います。

(山口学校教育部長)

それでは、事務局案ありますか。

(阿曾参事補)

それでは、事務局案を申し上げます。委員長には嶋崎政男委員を推薦させていただきたいと思います。

(山口学校教育部長)

今、嶋崎委員に推薦がありましたけれど、皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(山口学校教育部長)

それでは、委員長には嶋崎委員をお願いいたします。嶋崎委員、よろしく願いします。それでは、私の任はこれまでとさせていただきます。一端進行を

事務局にお返しします。

(阿曾参事補)

ありがとうございます。それでは、嶋崎委員に委員長席にご移動いただきまして、以降の議事の進行をよろしくお願いします。

それでは、嶋崎委員長に議事の進行を執り行っていただく前に、一言ご挨拶をいただきます。

(嶋崎委員長)

ただいまご承認いただきましてありがとうございます。先ほど教育長先生からお話ございましたけれども、せっかくの会でございますので、忌憚のない、また、松戸市らしいところが出せるような会にしたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(阿曾参事補)

ありがとうございました。それでは、この後の議事進行につきましては、委員長をお願いします。

(嶋崎委員長)

はい、わかりました。それでは早速ではございますけれども、私、委員長としてもまだまだ力不足でございますので、ぜひ力強く支えていただきます副委員長の選出をお願いしたいと思うのですが、この件についてはいかがでしょうか。委員の皆様ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(阿曾参事補)

委員長の方は。

(嶋崎委員長)

もしよろしければ、私と同業者、同じような立場でやっていたている立林先生にもしてできましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(立林委員)

ご指名であれば、ありがとうございます。もし任せていただければ、委員長さんをお支えして役目を果たしてまいりたいと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。そうしましたら、私、嶋崎が委員長、立林先生に副委員長ということでこの会を進めさせていきたいと思っております。

それでは早速ではございますが、議事でございますが、1ページ目でよろしいですね。式次第がございますが、7番8番9番と残っておりますので、7番ということで、説明、報告事項ということでございますので、これは、事務局の方をお願いしたいと思います。

(浦上指導主事)

それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。皆様の机上にありますクリップ止め3枚のものでございますが、3枚目の「次回日程確認表」につきましては、会の終わりで私から説明させていただきます。

続きまして、平成27年度「いじめ防止対策委員会定例会資料」というものがございます。そこには、「国のいじめ防止対策推進法」「県の条例」「本市いじめ防止対策委員会条例」「委員会委嘱者名簿」、あと「松戸市いじめ調査委員会条例」「松戸市のいじめの現状と防止対策について」、この後私から説明いたします「プレゼン資料」、最後に「いじめの防止等のための基本的な方針」。これは国のいじめ基本方針となります。

次に「児童生徒の豊かな人間関係作りをめざして」という本市が出しているいじめ問題対応マニュアルというものがございます。続きまして、カードが置いてあります「いじめ相談専用ダイヤル」。これにつきましては、市内小中学校全員に配布してございます。また、委員の皆様には、緑色の封筒の中に本市の「学校教育指導方針」。青い本になっています。後で説明しますが、「豊かな人間関係プログラム小学校版、中学校版」が封筒の中に入っておりますので、あわせて後で見ていただければと思います。

最後に委員長の嶋崎先生のお書きになられた「脱いじめの処方箋」という本が一冊、委員の方には入っておりますので、よろしく願いいたします。

次に掲載資料、国の方針、条例の載っている資料P17をご覧ください。松戸市教育委員会、いじめ等の対策及び調査委員会設置条例、委員会の方にも松戸市いじめ防止対策委員会条例がそこがございます。第2条の所掌事務にもございますが、本委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策を行うこと、いじめ等には重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態発生の防止を図ること等が目的になります。実効性のあるいじめ防止対策の検討を大きな目的としておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、本市のいじめ防止対策についてお話をさせていただきます。前のスクリーンをご覧になりながらお聞きいただければと思います。ご存知のとおり、平成18年からいじめの定義として「当該児童生徒が一定の人間関係にあるものから心理的、物理的な攻撃を受け、心身の苦痛を感じているもの」これをいじめとすると定義されています。いじめの起こった場所は校内、校外を問わないということになっています。このことからもしじめられた者が「いじめだ」といえば、いじめになると。あと、学校の内外を問わないので、教員や学校にとって非常に見つけづらいというものになっていると感じています。

本市の現状になります。いじめの認知件数でございます。昨年度、小学校1147件、中学校につきましては、755件でした。一校あたりで計算すると、小学校で26件、中学校で37件になるのですが、いじめの把握につき

ましては、教師の発見、本人の訴え、他からの情報提供、この3つの要素が入ってくると思うのですが、数が多いということは、その3つの要素が、松戸市では、機能しているのではないかと考えております。大切なのは数ではなく、解消率になるのですが、小学校70.9%、中学校92.2%、一定の解消を含めると、小学校98.8%、中学校97.2%になります。学校によっては解消なんだけど継続支援をしていくから様子を見ていこうという意味で「一定の解消含む」に入れていることも考えられますので、98.8%、97.2%という高い数字の方、もちろん100%にはなっていないのですが、本市の先生方がきめ細かく見ながら指導されている成果ではないかなと感じております。

次に、認知累計件数、学年別でございます。小学校は4年生が一番多くなっております。中学校につきましては、学年が上がるごとに認知件数が少なくなっております。

次に月別の認知件数になります。4月5月はまとめて報告をいただいているので当然多くなっているのですが、6月についても、小学校、中学校ともかなり多い件数を認知しております。小学校につきましては、4～6月で全体の33%、中学校につきましては、全体の45%のいじめが起きているということからも、一学期の指導の重要性を感じています。

次に、いじめの態様になります。小学校につきまして、冷やかしゃからかい、悪口、脅し文句を言われるというものがもっとも多い件数になっています。千葉県でも全国的にも同じような傾向でございます。中学校についても、冷やかしゃからかい、悪口、脅し文句を言われるが一番多いですが、金品をたかられる、いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするというような犯罪行為につながるようなものが中学校に入ると増えてきます。数は少ないけれども注意していく必要があると考えます。パソコンや携帯電話等でのいじめということに関しましては、昨年度25件だったのですが、一昨年112件ございました。減少はしているのですが、先日5月12日に学警連がございまして、この中で各中学校から報告をあげてもらっています。その中ではいじめではないのですが、携帯電話でのトラブルがとても多いという報告が半分以上の学校からされています。こういったことからネットモラル教育に関しましては、引き続きしっかりやっていく必要があるかと考えます。

次に、認知のひとつの方法でもあるアンケートの日数でございます。小学校につきましては、10回～11回、毎月行う学校が44校中28校でございます。中学校につきましては、10回～11回が16校、小中学校あわせると全体の47%が毎月実施しております。多い学校では21回、月に2回やっているような中学校もございます。

次に、いじめ防止に向けて国のいじめ防止対策推進法では、学校の設置者及び学校が講ずるべき基本施策として（１）道徳教育、体験活動の充実（２）早期発見のための定期的な調査（３）相談体制の整備（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進しております。特に定期的な調査に関しては、本市Ｑ－Ｕ調査、いじめアンケート調査等を行っております。これにつきましてはまた後でお話します。それらを受けまして本市のいじめに対する対応としては大きく４つでございます。（１）未然防止、（２）早期発見（３）早期対応（４）継続支援、この４つを推進しております。

未然防止につきましては、いじめ防止基本方針にも道徳教育の充実や豊かな人間関係の構築等が示されております。松戸市では主に３点、１つは「松戸市版豊かな人間関係プログラム」。これは特別活動等の時間を利用して、楽しみながら人間関係、子ども同士、教師と子どもの人間関係を作っていく授業プログラムになっております。電子データで各学校に配信しています。本年度、見直しを図る予定です。次に資料にもあります「いじめ電話相談カード」でございます。これは児童生徒全員に配布しております。昨年度いじめ電話相談にかかってきた相談は、５１件でございます。かけてくる人は、保護者が一番多く、本人からも数件ございました。本年度は、５月１９日に全小中学校に配布いたしております。３番目として、「いじめ防止標語大作戦」を松戸市でやっております。これはいじめ根絶のためにどのように考えて行動することが大切なのかということ「標語作り」を通して子どもたちの心を耕していくというようなもので、各学校で取り組んでいただいて、１つ市教委に提出していただき、「指導課だより」に掲載したり、保健体育課であれば、体育大会プログラムに掲載したりし、啓発の１つにしているところでございます。

次に、早期発見につきましても３点実施しております。まずは教育相談の充実。担任による個別面談のほかに、スクールカウンセラーとか不登校対策員などを派遣して、教育相談体制の充実を図っています。もう１つはＱ－Ｕ調査の実施。これは小学校４年生から中学校３年生まで全員に年２回実施しております。簡単なアンケートを実施することで、個と集団の状況を把握することができるものになっております。ただやるだけでは意味がありませんので、活用していただくために、指導主事の要請を各学校にお願いし、活用の仕方を指導しております。いじめアンケートにつきましては、先ほど申し上げたとおり、４７％の学校が、毎月実施しております。他にも観察法や面接法を使いまして、いじめの早期発見に努めています。

早期対応につきましては、３つ取り組みを実施しております。まず、資料にもありますいじめ問題対応マニュアル。いろいろなケースにおける対応の仕方がマニュアルには載っております。それを各学校が教員に配って利用してい

ただいているところです。その中のP9にいじめの対応のシステム作りというのがございまして、これはいじめを認知してから解決に至るまで、一つの流れの例を学校に示しながら、各学校で実態に合わせてこのシステムを参考にしながら作っていただいているところがございます。あとは、いじめ虐待の実態と指導状況月例報告。これはこの資料のP28にそのサンプルが載せてございます。各学校から毎月このような形でいじめ、虐待は何件か、態様は何か、解消しているものは何件か、取り組み中のものは何件か、ということ毎月提示してもらっています。それを見ながら、市教委の方から聞き取りを行ったり、なかなか解消に至らないものについてはどのように支援していくかということを考えたりしているところで利用させていただいています。

最後に継続支援であります。本人と保護者との面談、児童生徒の観察を踏まえて再発防止に向けた児童生徒の活動を充実させて、校内体制を見直しながら再発防止に努めていくこととなります。

次に、基本的な重大事態の流れとしては、まず学校が認知をして組織を開きます。各学校に基本方針に則り、まず被害者の安全を確保し、その中で重大事態に当たるか否かを学校が判断するわけですが、判断に迷う場合には、教育委員会に連絡して協議する。最終的には重大事態かどうかの判断は学校になります。重大事態でないとしても引き続き継続支援を行う。重大事態の場合には速やかに報告して、第一報という形で教育委員会を通して市長に報告ということになります。その後調査をして第二報という形でもう1度市長に報告するのですが、この部分の仕組みが本年度4月より変わりました。それが「松戸市いじめ防止対策委員会条例」と「松戸市いじめ調査委員会条例」の施行ということになります。これにより重大事態の調査機関が学校なのか教育委員会なのかを判断する。学校だと判断した場合には学校が調査する。教育委員会だと判断した場合には、今回始めて定例会をしております松戸市いじめ防止対策委員会の方で調査をする。もちろん調査するにあたっての学校からの情報提供は不可欠になりますので、学校にも協力をしていただきながらやっていくという形になります。学校が調査機関であっても、市教委に上がってきたものが不十分であれば、ここでもう1回下していじめ防止対策委員会でもう1度調査するというものもあろうと考えています。そこで上がってきたものを第二報（調査報告）として市長に上げる。市長がもう1度調査をするよう指示したときには、市長部局側の松戸市いじめ調査委員会が調査結果の調査をすることになります。この結果が上がってきた時点で、市長は議会への報告が義務付けられるということになります。もちろん合わせまして、市教委から県教委の方へ情報提供という形で出すこととなります。どんないじめでも重大事態になりうる可能性があるので、解決に向けて大事にやっていくことが必要なのですが、このような重

大事態にならないように先ほどの4つお話ししました未然防止、早期発見、早期対応、継続支援の方を充実させていきながらいじめ防止に努めていきたいと考えています。説明は以上です。

(嶋崎委員長)

どうもありがとうございました。ただいま松戸市におけます実態と対応について細かくご報告いただきました。さまざまな協議に入る前に、現状報告につきましてご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

(嶋崎委員長)

お考え中とは思いますが、口火を切る意味で、私の方から1点お尋ねいたします。いじめの対応はよくわかったのですが、職員研修は昨年どの程度されたでしょうか。

(浦上指導主事)

まず生徒指導主任研修会で、いじめの認知から解決に至るまでの流れの説明、推進法の中での重大事態について話をしております。あと、Q-Uに関しましては、全学校から代表を集めまして活用の仕方について講師の先生を呼びまして研修しております。あと、各学校からQ-Uやいじめ防止について要請がございますので、それぞれ指導主事が対応しております。全体では、小学校44校、中学校20校ありますけれども、これまでに、3分の1くらいの学校からは要請があったと記憶しております。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。わかりました。大変わかりやすいご報告だったので特に質問はないですか。

(栗村委員)

いじめアンケートのことでお伺いしたいのですが、相談室で感じているのは、自分がいじめられていると思うことさえ子どもたちはいやだということです。病院で40歳の患者さんが「今はじめて自分がいじめられていたと認められるようになった」と言われたのがすごく心に残っているのですが、「いじめられるほどすごく惨めな自分」と思われたくなかったり、認めたくない、だから言えないことがすごく多いと思うのですが、それを拾い上げるのにどうしていらっしゃるか伺えますか。

(浦上指導主事)

そういうケースは必ずあると思います。例えば学校はいじめアンケートをとる時間帯を全て同じにして、まず先生が落ち着いた形で話しをして、書きやすいような環境を作るなど工夫があると思います。あとは名前を書かせないでアンケートをとる。名前を書かないから誰がという特定は難しいですが、まずは、いじめがあるかないかを把握している学校もあります。いじめアンケートから

だけでは全ては計れないと思うので、アンケート調査法だけでなく別の方法でも子どもたちの様子を見ながら教師自身がやっていると認識しております。

(嶋崎委員長)

いかがですか。よろしいですか。

(栗村委員)

ありがとうございます。

(阿曾参事補)

今、浦上の方から話もございまして、なかなかアンケートに書くことができない、あるいは自分でいじめられていると感じないけれどもいじめだということもありますので、そこは現場の先生方のいじめに気づく感性を磨く手法等、普段からの研修が必要だと思いますし、学校現場では校長先生自ら子どもたちと給食のときに顔を見て心からの変化を感じ取ったりする方もいらっしゃると思います。

(浦上指導主事)

いじめアンケート対応マニュアルの資料に載ってると思うのですが、例えば自分でいじめを受けたと書けなくても、高学年9番の項目で、(3)～(8)のようなことを自分の学級、学年で見たり聞いたりしたという点、いじめの発見の3つ目の要素である他からの情報提供ということもいじめアンケートではやっておりますので、他からの情報提供がしやすい人間関係ができていくということがすごく大事だと思うのですが、このような質問項目で把握しています。

(栗村委員)

ありがとうございます。

(嶋崎委員長)

あわせて私、もう1点聞きたかったのですが、各学校の質問紙、市教委の方で集約して点検、評価なり何なりされているのでしょうか。

(浦上指導主事)

昨年度1度出していただいて、やはりこちらから形を示して出したもので、大体それにそった形で出てくることが多く、実態に合っているかどうか疑問なところがありましたので、昨年、指導主事の方で全部チェックをし、もう一度各学校の実態に合わせて見直しを図ることをお願いいたします。後は、ホームページで公表と書いてあるものについては全てチェックして、できていないものについては学校に連絡しております。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。少々不安というか気になったことは、その中身の中で学校ができることなら良いのですが、できそうもないなということは大丈夫だったのでしょうか。

(浦上指導主事)

今のところはそういったものは確認していませんが、今後はそういった目でも確認していきたいと思います。

(嶋崎委員長)

吉田委員にお伺いしたいのですが、学校としてこういったものをするということを公表し、これに対し、それができなかったということになりますと、要するにいじめが起こったとなりますと、その教育方針、それを作ったことに対する責任はどんな形で処分になるのでしょうか。こういうことをやりますよ、例えば教育相談は年3回やると書いてあるのに実際には年1回しかやらなかったといった学校で、そこでいじめが起こったら何かありますか。

(吉田委員)

法的には責任問題ということではないと思います。相関関係、法的な部分のみ申し上げるとそれをやらなかったからといって何かしらの責任の所在が生じるかということそこは実際の被害者なり、損害が生じたという事実があればまた別ですが、むしろ信用とか市側の対応の誠実さが事実上の問題になってくると思います

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。他の委員の先生方はいかがですか。

(立林委員)

1年前に、私の学校にいる先生ですが、いじめについても本当に解決できない事案がありましたし、心を傷つけたという後悔の事案もありました。いじめの対応は当たり前のことなんです、学校によって温度差が、アンケートの実施は47%が毎月、21回やっているところもあると聞いたが、やっぱり平均値であって、学期1回とかそういった温度差があるのが事実だと思うのですが、アンケートを実施した後のそれを使った対応、そういうことを各学校に周知したり、アイデアを出し合ったり、アンケートがどういう風に使えてそれがいじめの解消にどうなっていくのかということまで踏み込んでいかないと、アンケートを実施しただけで終わってしまうのかなというような現場にいた実感があるのですが、そういったところは市教委の方では、どんな対応、工夫を考えているのでしょうか。

(嶋崎委員長)

事務局お願いします。

(阿曾参事補)

共通でお願いしていることとしましては、大体1学期が終わったあたりにアンケートに加えてQ-U調査もございますので、学年会の中で注意をする子については、教頭先生が必ず入って、そこでどんな対応をしていこうかというよ

うな措置をとっているところです。それを夏休み指導課として各学校にお願いしています。学校によっては複数回やっているところもあります。

(立林委員)

やはり先進校と言うか、取り組みの良い学校、アンケートを非常にうまく活用して解消に向けてそれをきっかけに組織が対応しているシステムの学校もあると思うんですね。そういうのを出し合ってお互い共有する中でやっていくことで全体が底上げしていくかなと感じています。ぜひ、そういった松戸市のやり方を試みていただけたらと思います。

(阿曾参事補)

委員さんのご指摘のとおり、個人カルテを作って対応している学校もありますので参考にしていきたいと思います。

(波田課長)

立林委員の方から温度差というようなご指摘をいただきましたが、先ほど指導主事の説明の中に、今年度Q-U調査に対してまだ研修が不十分な学校について積極的な研修を促し、そこに指導主事がお邪魔して内容を深めていきたいという部分がございますが、その中でアンケートの活用とQ-U調査の活用ということで各学校がある程度一定のレベルまで、いじめの問題について取り組めるような体制を市教委としても積極的に行ってまいりたいと思っています。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。指導課長さんから補足をしていただきました。他にございますでしょうか。お願いします。藪田委員。

(藪田委員)

資料P24いじめ防止相談カードについてです。松戸の実績では51件ということでしたが、千葉県の法務局の方でも子ども電話相談で、専門の子ども委員によって相談を受けているのですが、保護者からの電話がかなり多いです。それぞれ電話相談はありますが、個人情報保護する点で情報を共有していくことがとても難しい気がする。法務局の人権相談でもそうですが個人情報を保護していかなければならないという制限の中で関連の機関とその問題を共有して活動、支援を進めていきたいと思ってもなかなかできないという、そういう現状をどのように改善していけば、一人ひとりの問題に向かい合うことができるか。または関係者がそういう問題を共有できるかということに日々悩んでいるところがございます。何か助言があればお願いします。

(嶋崎委員長)

このことは事務局、委員ふくめて発言をとりたいと思います。

(山口部長)

今、藪田委員から発表していただきましたが、資料のところにもいろいろな

保護者からの相談であったり、実際に教育委員会内におきましても、指導課で所管しているいじめの電話相談があったり、教育研究所の方でも主に保護者に不登校とか子育てのこと等、もちろんいじめ等に関わることもあるのですが、年間4,000件近く相談を受けております。その内部だけでもこれだけ窓口がある、ましてや外でもですね、それぞれ違った相談口がある。この部分について情報を共有化していかなければならないのではないかと。最近ではケース会議等も盛んに行われるようになった。ただなかなか最近では委員の方からもありましたように情報が1つのカードのように回っていくという形にはなかなかないということがありますけれど、やっぱり重大な事案に通じるような部分につきましてはその課だけではなく、課外の関係課とか県の児童相談所との連携をとりながらやっていくケースは増えてきているのかなと思います。今後はそのあたりについての連携を深めていければと思っています。

(嶋崎委員長)

藪田委員さんは個人情報との関係がご心配だったようですが、さらに補足のご質問がございましたらお願いします。

(藪田委員)

法律の専門家の先生がいらっしゃることでしたので、そういう制限の中でできるだけ効果的な働きかけができるような方策がいただけたらと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。吉田委員の方から、今の質問事項について何かございますか。

(吉田委員)

私もいろいろ窓口には相談がある、あるところでは情報があり、あるところでは情報がないというケースはありうると思うんです。ネットワークを通じて全部情報を渡して対応できればそれが一番良いのですが、しかし一方で先ほどの個人情報の関係で各自治体も条例制定や法律ができましたので、その趣旨の元で各自治体も条例を作っている中で、個人を特定するべきもの、その内容を含めてなかなか難しい情報ではあると思います。なので、私も悩ましいと思っています。県、市それぞれ条例を持って保護する一方で、それがあがるがゆえ情報を共有できない、現在の法律家として法体制の下では困難で実際にできるのかという疑問があって、現実には難しいという感想です。

(嶋崎委員長)

栗村委員さんは、おそらくこの仕事の中で何回かぶつかってきたと思うのですが、いかがですか。

(栗村委員)

スクールカウンセラーとして、秘密を守ることと、何を誰にどう伝えるか、

常に課題なんですけど、私が知っているだけでは解決できないことは、基本的に「学校で秘密をかかえましょう」というスタンスで、なるべく先生方にお伝えして一緒に考えて、点や線ではなく、面で行くしかないと思っています。校内ではそれで何とかできても、学校外と連携となると難しいところはあると思っています。虐待でも、市役所との連携、児相との連携で、後手後手の連絡になり、動きにくいということは感じています。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。大変難しい課題ではございますので、宿題で申し訳ないのですが事務局さんのほうで実際問題として、いじめの問題でも今度の法律では学校間のこと、かわりでございますよね。例えば同じ松戸市内のA中学校とB小学校が関係したいじめなら、まだ個人情報のことは少しよろしいかもしれませんが、お隣の市の関係とのことで、今回の法律にその部分の解釈の仕方のあたりを次回までにご検討、ご研究いただけませんかでしょうか。それでは次回にもう一度お願いしたいと思います。

委員の皆様、ほかによろしいでしょうか。良ければ協議に入っていきたいと思えます。

<協議・意見交換>

(嶋崎委員長)

さまざまな観点がある中で、忌憚のないところで意見を出し、今年度についてはこの部分をきちっと協議すべきだということを、フリートークで進めていきたいと思えます。

この会として、こういう点はやっていこうじゃないかという点について、提案していただきたいと思えます。いくつでも出していただいてもかまいません。いかがでしょうか。

それでは、まず始めに一点私から提案させていただきます。1985年から文科省の委員会に参加させていただいていますが、この30年の流れから一貫して考えていたのは、いじめてしまう側への対応や指導、支援のあり方がまったく進歩がないように感じることです。被害を受けている子どもへの保護については、ずっと昔から言われていますが、いじめをしてしまった側に対しての学校の対応でうまくいった事例や、うまくいかなかった事例について、学校に対して示していくことが大切ではないのかと思っています。

他の方は、どうでしょうか。

(立林委員)

情報の共有という話があったが、当事者である学校では、解決できない、しづらい問題がたくさんあると思えます。そういった問題には、関係機関や公平

に聞く第三者がいなければ解決しないことがあると思います。私も関係機関とのつながりで、問題を解決したことが何度もありました。現場にいたとき、松戸市適応指導教室とつながりをつくることがうまくできたケースがありました。また、スクールカウンセラーの長い間のフォローによって、最終的に笑顔で卒業したケースもありました。現在の学校の様子を見ると、関係機関とうまくコーディネートできている学校と、できていない学校の差があるのではないかと思います。関係機関とうまくつながるノウハウを、管理職や生徒指導関係の先生方がもっと知る必要があるのではないのかと感じます。

以前私も、松戸警察の生活安全課に協力してもらって、解決できた問題がありました。関係機関の設置や対応マニュアルも、松戸市は、よく整理されていると思います。また、Q-U調査についても、全学校で取り組んでいる市は、他にはないと思います。こういうものを効果的に使っていけるような、連携を密にしていけるような策を、行政として考えてもらいたいと思っております。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。栗村議員いかかでしょうか

(栗村委員)

お二人の意見はごもつともだだと思います。家裁にいたときは、どちらかという、「今はいじめている側」の子どもと関わるが多かったです。その親というのは、自身が子どものときに、傷付いて育ってきたという方が多いです。そして、その親もまた傷つけられてきたという場合が多いため、息の長い支援をしていかなければいけないところが難しいと思います。ただ、その視点がなければいじめはなくならないと思います。

学校としては、困ったら教育委員会に相談されるんですよね。だとすれば、委員会は、コーディネートしていく立場にあたられることだと思うんですけど、距離をとって考えられるコーディネーターとして、そのあたりのことでも力になれるのでは、と思いました。

質問になってしまうかもしれませんが、重大事態が起きたときにいじめ防止対策委員会は、どの様に関わっていくのでしょうか。

(浦上指導主事)

重大事態が起きた時点で、市教委としてどのように学校支援をしていくのか。学校と一緒にこのような調査をしましょうとか。困っているときは、関係機関を紹介するとかの対応はしています。

(栗村委員)

よくわからずに引き受けてしまって申し訳ないという感じなのですが、いじめ防止対策委員としては、いじめの重大事態が起こったときや学校が困っているときにすぐに招集されてということは想定されていないのでしょうか。

(阿曾参事補)

今、必要となった場合には、委員長さんの招集により臨時的にお集まりいただくこともあるというのがこの会の性質であります。

(嶋崎委員長)

いかがですか、今の答弁で。

(栗村委員)

そうですね。さっきの高校生の作文じゃないですけど、いじめを無くそうというきれいな対応策の様なものができても、現にいじめを受けて困っている子どもやその子を支援している周りの先生方の助けにならないと意味がないので、その辺をどうしていけばいいのか。

(嶋崎委員長)

先ほどの重大事態についてのご説明についてはご了解いただきましたでしょうか。

(栗村委員)

はい。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、本日はフリートークという形なので、本日何かをまとめるということはないのでご自由にご発言していただけたらと思います。

(吉田委員)

早期・未然防止というのもそうなのですが、いじめがあったと認識した後の対応として、学校内の現場の判断だけでは、難しいとなった場合に、どこに問い合わせ、どこに協力を依頼することが、現場の先生方の助けになるのか。対応が柔軟になるのか。法的なものも含めて方向性が示されれば、早期の対応という部分は、非常に重要なのではないのかと個人的に考えています。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。いわゆるネットワークの形をどのように構築していくのかということですね。大事なテーマを出していただいております。藪田先生いかがでしょうか。

(藪田委員)

重大事態のときは、明らかに調査に入れると思うのですが、重大事態とわかってから動いても手遅れです。やはり、いじめの全体像を見ながら、その問題がどのように変化していくのか捉えていかなければならないと思います。そうした中で、いじめ防止対策委員会の次回の開催が1月ということになっており、現場の問題を捉えて、その問題がどのように変化していくのか。事例全体を見守っていくという実効性のある機能がもてるのか、少し疑問を思うところがあ

りました。この委員会の役割がどこまで期待されているのかというところですが、SOSのミニレターでは、一方通行ではなく、私や人権擁護委員が書いた手紙に、また返事をよこしてくれて、キャッチボールを続けている事例がSOSの中にもあります。いじめられる側が、今度はいじめる側になったりすることもあります。小学校の場合は、被害者と加害者が入れ替わることが多いようにも思います。ですから、先ほど立林先生がおっしゃったような、それぞれの被害者だけの対応ではなく、全体的な目で見ても、加害者側も含めて対応のマニュアルを作ることが必要なのではないかと考えます。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。ただ今、藪田委員会から二点出させていただきました。まず一点目は、非常に基本になる質問になりますが、本委員会に対する期待といますか、できれば実効性のある具体的な対応を、事例を追っていきながら協議して、という風なお考えを示していただいたのですがそれについて一点。二点目ですが、マニュアルはよくできているのですが、ケースによってもう少し深く考えたほうがいいのではないかと。この二点について、事務局からお答えしていただけたらと思います。

(阿曾参事補)

一点目の件についてですが、設置条例の中に先ほど浦上から説明があったように、私どもとしましては、先ほど委員長さんからお話があったように、まさにこの今やっている会が、皆様が他の方のご意見のメモを取らせていただいて、私どもの実践と照らし合わせながら、現場に還元していきたいという風に考えておるところですので、今日の限られた時間の中の皆様方のご意見をこの後、私どものほうでまとめて、校長会議や教頭会議、生徒指導主任の会議等で現場のほうに還元していきたいと考えております。あとは、地域にもどのように流していけばいいのか検討中ですので、定例は二回の会議ではありますが、その内容はとても濃いものだと考えて勉強させていただきたいと思っております。マニュアルのほうにつきましては、作成をしましたが、改定と見直しは、今後もしやっぴいかなければいけないと思っておりますので、これも皆様方のご意見をいただいたところを生かして、本年度版、あるいは、年度途中の改定になるか、あるいは次年度となるかもしれませんが、変わっていかないとはいえないものかなと思っております。ですので、マニュアルの方もチェックや点検をしながら次につなげていきたいと思っております。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。

(山口部長)

委員長、私からもよろしいでしょうか

(嶋崎委員長)

お願いします。

(山口部長)

今回、松戸市においては、初めての委員会ですので、委員さんからもご指摘がありました。この会の持ち方。また、この中でどういう役割を担っていくのかも含めてですね、議論を深めていただけたらと思っております。はじめにこういうものありきではありませんので、むしろそこから発展していった方が、望ましい形と私たちは考えておりますので、よろしくをお願いします。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。こんな風なことをやっていこうじゃないかという意見も、どんどん出していってくださいということなので、遠慮なく意見を出していただきたいと思っております。藪田委員、先ほどの二つの質問については、いかがでしょうか

(藪田委員)

大丈夫です。

(嶋崎委員長)

それでは、適宜学校のほうにも周知徹底をとということのお話がありました。先ほど立林委員から、できれば管理職や生徒指導担当に、コーディネーター役をできる力を身につけさせることが必要だとおっしゃいましたが、松戸市では、どのようなことを取り組んでいますか

(阿曾参事補)

特にコーディネーターの研修という形は行っておりませんが、市内の管理職が集まった際に、課としてそういう部分について、今日の話も含めまして、現場のほうには下ろす予定としております。また、実際に様々な場面で、各小中学校の教頭先生と話をしましても、立林委員のご指摘のとおり、コーディネーターの部分での課題は確かにあるかという風に思いますので、その辺を強化していかなければいけないというスタンスで望んでまいりたいと思っております。

(立林委員)

本当にマニュアルの整備は、よくできていると思います。解決策は、マニュアルとして整備されているが、どこにどういう機関があつて、こういうときには、どのような機関に相談するかなどの実践的な解決力を、どの学校にも身につけてほしいと思います。策を整備しつつも、その先には、その策を使う力をつけていく施策が必要に感じます。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。

コーディネーター研修というのは、いろいろな県で実施されており、管理職

や生徒指導担当の方にエコマップの制作力を身につけると大変違うと思いますので、研修内容に含んでいただけると大変よいと思います。また、立林議員から話があったように、実際に使っていく方法、横の連携のほうをしっかりとやれるようなシステム作りをこの委員会の今後の議論にしていきたいと思います。あわせて、栗村議員から出ました、大変つらい思いをした親御さんに育てられて、またその子が同じようになっていくという、縦糸の方の連携というのは、きわめてどこの都道府県でも弱い部分があるので、そのあたりの部分については、今後もこの委員会でご意見をいただけたらと思います。

まだ、時間がありますのでいかかでしょうか

(栗村委員)

いじめの解決をするということは、とても大事なことなのですが、子どもたちの声を聞いて、いじめがどうなったということより、いじめが起きたときに、大人がどう対応してくれたかということが、後々の人生にとっても大きいと感じます。いじめで傷ついているのはもちろんだが、SOSを出したのに受け止めてもらえなかったということが、その後の人生に響くと思うので、解決への努力はもちろんなんです。まず子どものSOSを受けとめて、共感したことを、ちゃんと子どもに伝えることも大事なかなと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。確かにそうですよね。時間もそろそろとなってきましたので、これからの議論の方向性として、たくさん出ましたが、これを事務局を通して広めていただけてということでございますが、先ほどの藪田議員からも出ましたが、この委員会として次回までの間に課題点を少しそれぞれが勉強をして、持ちよろうかななどの様な、方向性を含めた意見をいただけると大変助かります。よろしくお願いします。

(立林委員)

定例の会議ということで、あまり回数はないと思いますが、この会議で話し合わなければいけない事案も出ることも予想されますので、そういったときにお役に立てればと思っています。今年度、発足したばかりの会議ということで、今この場で何をすればいいかということは、すぐには思いつきませんが、現在、松戸市の行政が提案している、いじめに関する施策については、もう一度見直して、それをもっともっと活用できるような物を作っていければと思います。それによって、少しでもいじめ問題の未然防止や解消につながればと思います。

そうするにはどうすればいいのか。今、提案されたものをもう一度洗ってみたいと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。現在もいろいろな対応をされていますので、そのあ

たりをもう一度、見直させていただくというご意見をいただきました。それでは、吉田委員さん方向性か何かございますでしょうか。

(吉田委員)

初めての委員会ですので、先ほどのお話の中から重大事態になったらどうするのか。調査権限があるということを前提として、お話させていただくとすれば、事情を聞く場としてこの委員会があって、当者の主張を聞き、どの解決方法があるのかという場所として、活用する方法もひとつあるのかなと思いますし、現実的主体的に動くというものであれば、そこは動いてみることをやってみる必要もあるのかなと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。重大事態がないにこしたことはないですけど、そういった事態を想定して、事例研究ではないですけども、そんな形でも会合をもてるのもいいかもしれないですね。

(藪田委員)

私も今回の資料を拝見させていただいて、少し勉強してきましたと思います。重大事態があったときにそれに備えた勉強が必要としましたので、何かよい資料等がありましたら教えていただけたらと思います。

(嶋崎委員長)

重大事態に直面したときの力を身につけておきたいということですね。

(藪田委員)

はい。そうですね。

(嶋崎委員長)

ありがとうございました。それでは、最後に栗村委員どうでしょうか。

(栗村委員)

期待されているものが何かまだはっきりとわかっていないところがあるので、たぶん、教育委員会のほうも新しいことなので、何をどこまでやれるのか試行錯誤だと思いますので、試行錯誤しながらできることをやっていけたらと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。只今いただいている中では、実際に重大事態に直面したときの力を高めておこうということ。もうひとつは、いろんな施策が行われているのを一つ一つ見直して、新たな提言をしていければ、そういうことをしていこうという二つの流れでお話をいただきました。

立林先生からいただいたお話からすれば、この施策なんかそうなのですが、実際にいじめの防止の中に、地方公共団体がやるべきことがたくさん書いてありますよね。その書いてあることの進捗状況がどのようになっているのか知り

たいところですね。相当あると思いますが、このことについては、ここまでできていますという報告をいただけないでしょうか。その中で、私たち委員のほうとしましても、このマニュアルとか頂いた資料を見させていただいて、こんなところも学校に伝えていただけるとありがたいですよ。私たちの宿題としてしっかり見ておく。二点目なんですけど、実際に重大事態が起きたときにどうするべきなのか。できれば、短い時間でできる短縮事例法でもいいのでやってみるといいかもしれないので、それもあわせて準備していただいて、もし時間があれば、われわれ委員の力を高めるための時間を少し、とらせていただけたらと思います。そんなところが今出ていますが、まだ若干時間がありますので、どうでしょうか。

先ほど、事務局の方から言われましたが、委員の皆様の意見が即学校に反映されるような表明をしていただきましたので、最後に一言ずつで結構ですので、立林先生から一言よろしく申し上げます。

(立林委員)

それぞれの立場から代表されてこられていると思いますので、私は、学校現場出身ですからそういった視点で考えようとは思いますが、自分の立場とは違った視点で意見が出せればなと思っています。次回までにそれぞれの視点で松戸市の今取り組んでいることを生かせるように、私も今現場を離れて短大の学生と接している中で感じることを話したいと思っております。

(栗村委員)

話して頂いたとおり、それぞれの視点で考えたことをどう合わせていけるかということが大切なんじゃないかと思いました。私も自分の立場から見て整理していきたいと思えます。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。それでは、吉田委員申し上げます。

(吉田委員)

もちろん私は現場を知らないですし、日々どういう悩みを抱えているかという話を聞いていないです。私の専門的分野からすれば、こういったケースの場合に例えば一方に被害者がいて、一方に加害者がいたとした場合に、双方立場上どういった法的な部分で、どのようなことが生じるのか、これをしてしまったり、これを確認した場合にどういう問題があるのか。もしくは、アイデアという部分でのアドバイスといいますか、意見を述べていければと思っております。皆さんそれぞれ接する部分が違いますので、そういうところで意見を述べていければと思っております。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。それでは、最後に藪田委員よろしく申し上げます。

(藪田委員)

教育委員会がわれわれ委員にどういったことを期待されているのか、どういう働きをさせたいのかということをもう少し自分の中で、飲み込んだ上で自分の専門的な知識や立場を生かしつつ、この委員会で委員として活動していきたいと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。それでは、最後に私から一言申し上げさせていたいただきたいと思います。すいません、お荷物になってしまいますが私が書いた本を家でばらばらと見ていただけたらと思います。実は今併行して「いじめの解明」という加除式の本を出していますが、十年前は二万部売っていたのが、今四千部に落ち込んでいます。何が言いたいのかと申しますと、いじめの問題がこれだけ大きく騒がれているにもかかわらず、本で判断するのはおかしいのかもしれませんが、実際に危機感と申しますか、もっとひどいのは不登校の問題だと思いますが非常に危機感が薄れていることを危惧しております。そんな意味で、このような会が開かれて、そして、委員の一員として加えさせていただいて大変ありがたく思っております。できる限り今日の所を踏まえてまた、有意義な議論をさらに進められればありがたいと思っております。本日はこの部分ももちまして、後の時間を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

<連絡・その他>

(阿曾参事補)

はい。委員の皆様大変お疲れ様でした。それでは、ここで事務局から連絡をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(浦上指導主事)

はい。それでは、私のほうから3点ございます。1点目はまず本日の議事録についてですが、まとめ次第委員の皆様にお送りいたしますのでご確認をよろしくお願いします。最終的には松戸市のホームページに公開することになります。2点目は、次回の定例会開催ですが、1月下旬を予定しております。お配りしている用紙に予定をご記入していただき、後ほど調整させていただきます。本日出せる方は、そのまま出していただき、無理な方は後程ファックスで提出してください。なお、重大事態発生により緊急会議を開催する際には、別途事務局よりご連絡させていただきます。よろしくお願いします。最後3点目ですが、本いじめ防止対策委員会の開催方法等につきましてご意見がありましたら、事務局までご連絡をしていただけたらありがたいと思います。以上でございます。

(阿曾参事補)

ただいまの事務局の説明で何かご質問等ありますでしょうか。それでは、指導課長からお礼並びに閉会の言葉を申し上げたいと思います。

(波田課長)

委員の皆様、長時間におけるご審議ありがとうございました。本会議は私の一番の感想ですが、大変意義深い会議ではないかと、感じているところであります。それぞれの委員の皆様の専門的な知見から、多岐にわたりましてご審議をいただきました。ありがとうございました。

先ほど私どもの取り組みの重点として、未然防止、早期発見、早期対応、継続支援という四点のお話をさせていただきました。まず、未然防止の点から皆様からいただいたお話を早速、私ども教育委員会としての取り組みに反映すること。そして、今日おいでいただいている校長会の生徒指導部の先生方も含めまして、校長会、教頭会等に反映し各学校に還元していきたいと強く感じているところでございます。そして、早期発見の部分以降、先ほど委員の方からお話があったように、子供たちのSOSの受け止め方というところをしっかりと私たちももう一度認識をして、私たち教員あるいは、身近にいる親が大人としてできることは何か、その辺も含めて、学校とともにしっかり考えていきたいと思っております。そして、最終的には総合的、あるいは実践的な解決力を教育委員会も学校もしっかり身につけて、最後、委員長さんのお話にございましたように、しっかり危機意識を持って取り組んでまいりたいと思っております。本当に貴重な御意見、お忙しい中、ご参集いただきまして、ご審議いただきましたことあわせて御礼申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。以上をもちまして、第1回松戸市いじめ防止対策委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(阿曾参事補)

ありがとうございました。

(山口部長)

私からも一点よろしいでしょうか。今、会の中でもいろいろなご意見を伺いさせていただきました。会の持ち方等につきましても。

日程等を伺っていますけれども我々としましても、再度こちらから検討させていただきます中で、若干変更もでてくる部分もあるかもしれませんが、その時はまた、ご連絡をさせていただくと思いますがご了承いただけたらと思います。若干お時間をいただきましてご検討させていただけたらと思います。また、今後ともよろしく願いいたします。

(阿曾参事補)

ありがとうございました。